

資料 2

令和 8 年度岩手県障害福祉サービス事業所等  
サポート事業業務委託

業務仕様書

令和 8 年 6 月

岩 手 県

# 令和8年度岩手県障害福祉サービス事業所等サポート事業業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度岩手県障害福祉サービス事業所等サポート事業業務委託

## 2 業務の目的

総合相談窓口の設置による障害福祉サービス事業所等の運営支援や障がい福祉人材の確保支援等を実施することにより、障害福祉サービス事業所等の適正かつ安定的な運営及び利用者に対するサービスの質の維持・向上を図る。

## 3 実施期間

契約日から令和9年3月31日までとする。

## 4 事業対象

以下のいずれか（以下、「事業所」という。）とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービス事業、障害者支援施設、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う事業者（基準該当事業所を含む。）
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援事業、障害児入所施設又は障害児相談支援事業を行う事業者（基準該当事業所を含む。）

## 5 事業内容

本事業は、「岩手県障害福祉サービス事業所等サポートセンター」（以下「サポートセンター」という。）に職員を配置し、委託料の範囲内で以下の事業を実施するものとする。

なお、(1)については盛岡市を除く市町村に所在する事業所を対象として実施するものとする。

### (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算（以下、「処遇改善加算」という。）の取得促進

#### ア 研修会の実施

- ・ 処遇改善加算の仕組みや取得方法等に関する研修会を開催する。
- ・ 開催回数については、処遇改善加算の未算定事業所向け及び下位加算を算定している事業所向けの研修会をそれぞれ1回以上開催するものとする。
- ・ 開催方法については、オンラインの手法を組み合わせるものとする。

#### イ 個別相談の実施

- ・ 個々の事業所からの処遇改善加算の取得に係る相談を受け付け、制度の趣旨・内容を説明し、取得方法、要件、具体的な申請手続きや好事例を示しながら、処遇改善加算の取得に向けた支援を行う。
- ・ 相談方法については、オンラインでの相談も可能とするものとする。

## (2) 事業所運営支援

### ア 専門家を講師としたセミナー等の開催

事業所の職員の資質向上や職場環境改善等の取組を支援するため、専門家を講師としたセミナーを1回以上開催する。

### イ 事業所運営に係る各種相談及び助言等

事業所からの運営に関する相談を随時受け付け、適切な助言を行う。

## (3) 生産性向上に向けた支援

### ア 本県事業所の生産性向上に係る現状・課題把握

- ・ 県内事業所における、介護テクノロジーの活用状況も含めた生産性向上に係る現状及び今後に向けた課題を把握するための調査を実施する。
- ・ 調査は、県内の事業所に対してアンケート調査を実施する方法により行うものとする。

### イ 生産性向上に向けたセミナー等の開催

- ・ 障がい福祉分野における介護テクノロジーの導入・活用や生産性向上の具体的な手法を共有するとともに、上記アで得られた結果（優良・先進事例の紹介を含む。）の広域展開を図るためのセミナー等を1回以上開催する。
- ・ 開催方法については、オンラインの手法を組み合わせるものとする。

### ウ 生産性向上に係る各種相談及び助言等

事業所からの生産性向上に関する相談を随時受け付け、適切な助言を行う。

## 6 サポートセンターに配置する職員の数

### (1) 配置する職員数

2名（常勤）

なお、委託料の範囲内で上記を超える人数を配置することは妨げない。

### (2) 配置する職員の要件

(1)の職員は、以下に掲げる内容に該当すること。

- ア 障害福祉サービス等に関する知識又は経験を有している者であること。
- イ 障がい及び障がい者を正しく理解し、その意欲を有していること。

## 7 事業実施の報告

- ・ 契約締結後、受託者は毎月の事業実施状況及び今後の見通しについて、翌月10日までに別に定める様式により県に報告すること。
- ・ 事業実施後においては、事業実績報告書及び成果品等を県に報告すること。

## 8 その他

- (1) 本仕様書に定めるほか、本仕様書に定めのない事項、業務の実施に関する必要事項及び事業内容

の変更等については、その都度、県と協議すること。

- (2) 本業務の履行に当たり、事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、特に以下の点について留意すること。
- ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。
  - イ 受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、県に報告すること。
  - ウ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。
  - エ 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も甲に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、県の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。
  - オ 受託者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。
  - カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。
  - キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、県は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受託者は、県の指示に従うこと。
- (3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 10 条第 1 項に基づく「岩手県知事部局における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成 28 年 2 月 15 日付け障第 900 号保健福祉部長通知）第 3 に規定する合理的配慮について留意すること。